

2021年1月8日

Nord Stream 2 および Turk Stream 2

米国による対ロシア制裁の続報 (Update on US Sanctions - Russia)

クラブは2020年9月18日付のCircularで、Nord Stream 2(NS 2)およびTurk Stream 2(TS 2)のパイプライン建設プロジェクトを対象とした米国による新たな制裁規定についてお伝えいたしました。

PEESCAは、NS2またはTS2の建設でパイプラインの敷設または「パイプライン敷設活動」に携わる船舶に対して制裁を科すことを認めています。パイプライン敷設活動は、「現場の準備、溝掘り、測量、岩の設置、埋め戻し、配列、曲げ、溶接、塗装、パイプの降下作業など、パイプライン敷設をサポートする活動」と定義されています。

またPEESCAは、当該プロジェクトのためであることを承知の上で以下の行為を行った外国人に対して制裁を科すことも認めています。

- (i) 当該建設プロジェクトのための船舶の販売、リース、提供、またはこれらの行為の支援。
- (ii) 当該建設プロジェクトに船舶を提供するための詐欺的・計画的な取引の支援。
- (iii) 船舶に対する、当該建設プロジェクトの完成に必要なまたは不可欠な引受業務、保険、または再保険の提供。

PEESCAには、PEESCAの制定後30日以内にこの人物が「通常であれば制裁措置を受けるはずの作業を段階的に縮小するべく誠実に取り組んだ」場合に制裁が科されないようにする段階的縮小期間が設けられています。また、PEESCAに基づいて何らかの事業体に制裁を科す際には、米国国務省は当該制裁措置の実施に関して「ノルウェー、スイス、英国、EU加盟国の該当政府と協議」する必要があります。

詳細につきましては、Freehill Hogan & Maharより発行された2021年1月4日付の[Client Alert](#)をご参照ください。

メンバーにおかれましては、Nord Stream 2またはTurk Stream 2のパイプライン建設プロジェクトに関する活動を行う場合のリスクを評価・軽減し、制裁や執行措置を受けないように最大限のデューデリジェンスを実行することを強く推奨いたします。

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Bulletin はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。